

経済産業省

20240725保局第2号

令和6年8月27日

ガス事故報告の運用について

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 湯本 啓市



ガス関係報告規則（平成29年経済産業省令第16号。以下「規則」という。）第3条第1項の表第1号、第2号、第3号及び第4号並びに第4条の運用について下記のとおり定める。

記

1. 共通事項

次に掲げるものはガス事故には該当しない。

- ・自殺に伴う事故、故意に引き起こされた事故及びいたずらが原因である事故

2. 年報に係る事項

規則第3条第1項の表第1号、第2号、第3号及び第4号に基づく規則様式第1、第2、第3及び第4中の用語の意義及び記載に当たっての注意事項は、次のとおりとする。

(1) ガス工作物の損壊

ガス工作物の損壊又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又は機能が喪失した場合をいう。

(2) 供給支障

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。

ただし、以下の場合には供給支障として扱わない。

- ①保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合
- ②マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）
- ③ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）
- ④火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合

（３）製造支障

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所の全てのガス発生設備が運転を停止したことをいう。ただし、以下の場合には製造支障として扱わない。

- ①ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合
- ②ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合を除く。）

（４）多量のガス漏えい

ガス工作物の折損、接合部の抜け出し、破壊などにより発生した漏えいであって、付近住民又は付近作業員に避難又は退避を勧告したもの等をいう。

（５）少量のガス漏えい

ガス工作物からの漏えいであって多量のガス漏えいに該当しないものをいう。ただし、接合部等からの微量（ネジ接合部分等に石けん水を塗布した場合、気泡が発生する程度）の漏えいは除く。

（６）記載注意事項

- ①発生箇所の分類は別表１により、原因の分類は別表２による。

なお、ガス小売事業者のガス事故年報であって、特定ガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業に係るものは、別表２に準じて計上すること。

- ②原因は事故の直接の原因による。例えば、他工事による埋戻し後数日で地盤沈下が発生し、それが他工事による地盤沈下であることが明確である場合は、他工事として計上すること。

- ③様式中の「事故の状況」の欄の２以上に該当する事故の場合にあつては、その発生の状況に応じ、最初の現れた状況に該当する欄に計上し、それに伴い発生した状況については、その該当欄に外数とし（ ）を付して計上すること。また、供給支障に該当するもののうち、その原因が特定製造所内に設置された感震自動ガス遮断装置の適正な作動によるものは、その該当欄に外数とし《 》を付して記載すること。

３．速報及び詳細に係る事項

３－１．速報及び詳細の用語の意義に係る事項

規則第4条第1項の表中の用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 死亡

事故発生から5日（120時間）以内に死亡したものをいう。

(2) 供給支障事故

ガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず供給を停止し又はガスの使用を緊急に制限したことをいう。ただし、以下の場合には供給支障事故として扱わない。

①保守作業による導管取替工事など計画的にガスの供給を停止した場合

②マイコンメーターが適正に作動し供給が停止した場合（圧力低下遮断を除く。）

③ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガスの供給を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安閉栓を除く。）を除く。）

※ガスの供給系統が一本であり、かつ、エントランスを共用のものとして一つのみ有する複数の集合住宅が、渡り廊下によりつながっているものについては、同表第七号中の「一の建物」に含む。

④火災の延焼防止のため、ガスの供給を停止した場合

⑤感震自動ガス遮断装置が適正に作動し供給を停止した場合

ただし、当該装置が作動するような地震時は社会の注目度も高く、供給停止戸数、復旧対策及び二次災害等のガス供給に係る情報を入手することは重要であることから、発生時の情報提供については、速やかに所管産業保安監督部が報告を受けること。

⑥緊急ガス遮断装置（ガス需要家又は建物所有者の資産である場合に限る。）の操作権限を有する建物管理者等が当該装置を誤操作してガスの供給を停止した場合

(3) 製造支障事故

製造所のガス工作物の欠陥、損傷、破壊などガス工作物自体に起因するか、又は停電など他の要因に起因するか否かを問わず、当該製造所の全てのガス発生設備が運転を停止したことをいう。ただし、以下の場合には製造支障事故として扱わない。

①ガス工作物を修理するためなど計画的にガス発生設備を停止した場合

②ガスによる災害の発生を防止するため、予防保全を目的にガス事業者がガス発生設備の運転を停止した場合（ガス工作物の欠陥、損傷又は破壊に係る場合（保安閉栓を除く。）を除く。）

(4) 負傷、中毒又は酸素欠乏症

負傷、中毒又は酸素欠乏症であつて、医師の診断により加療を要すると認められるものをいう。

(5) 高圧又は中圧の主要なガス工作物

以下に掲げるものをいう。

①製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素變成器、脱硫施設、ガス洗浄施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、液化ガス用貯槽、液化ガス用ポンプ、熱交換器（高圧又は液化ガス用）、冷凍設備、ばい煙処理設備、通風設備、付臭設備、ガス圧縮機（高圧用）、空気圧縮機（高圧用）、粉塵防止用集塵機、ガス配管（高圧及び液化ガス用配管で内径150mm以上のもの）、整圧器及び特定ガス工作物

②供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器及び付臭設備

③導管

輸送導管、輸送導管以外の導管であって最高使用圧力が1MPa以上のもの及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器及び整圧器

④特定ガス工作物

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）又は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に規定する規格又は技術上の基準に適合する容器（液化天然ガス用保冷容器を除く。）、ストレージタンク、集合装置、調整装置、気化装置、配管

（6）低圧の主要なガス工作物

以下に掲げるものをいう。

①製造所

ガス発生器、増熱器、一酸化炭素變成器、タール排除器、アンモニア飽和器、ガス洗浄施設、脱硫施設、ベンゾール吸収施設、ガスホルダー、排送機、圧送機、ばい煙処理施設、通風設備、付臭設備、液化ガス用貯槽、液化ガス用ポンプ、冷凍設備、粉塵防止用集塵機、液化ガス用配管（内径150mm以上のもの）及び整圧器

②供給所

ガスホルダー、圧送機、整圧器及び付臭設備

③導管

輸送導管及びこれらに附属するガス遮断装置、水取器並びに整圧器

（7）主要なガス工作物の損壊事故

主要なガス工作物の損傷又は破壊により、その機能が低下し、かつ、当該ガス工作物の機能の回復のための措置を要する場合、又はその機能が喪失した場合をいう。

（8）爆発又は火災事故

漏えいしたガスが引火爆発し、又はそのガスの発火原因により、建造物、車両、その他の工作物（ガス工作物を除く。）を損壊させたもの又は火災を起こしたものをいう。

（9）交通の困難

ガスによる災害の発生を防止するための交通規制により、①高速道路・国道・都道府県道において片側若しくは両側通行規制を来した場合、又は②電車・バス等公共交通機関に

ついて運行停止若しくは大幅な遅延を来した場合をいう。

(10) 消費機器

ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具（家庭用こんろ、風呂釜、瞬間湯沸器、ガストーブなど）及びそれらの附属装置（ゴム管、強化ガスホース、金属可とう管など）をいう。

なお、消費機器の使用において、当該機器の加熱・故障（ガスの漏えいを伴わないものに限る。）による火災及び当該機器の炎が周囲の物に燃え移ったことによる火災に起因する事故は除く。

3-2. 速報の取扱いに係る事項

規則第4条第1項に定める速報の取扱いについては、次のとおりとする。

(1) 報告の意義及び提出期限

速報の意義とは、ガス事業者が事故の発生を速やかに経済産業省（本省又は産業保安監督部）に報告することにある。

報告を受けた経済産業省（本省又は産業保安監督部）は、その内容を関係者に周知することにより、事後の対策、関係各方面との折衝等を円滑に行う（※）。

このため、ガス事業者が事故の発生又は発生を知ったときから24時間以内に、可能な限り速やかに（できる限り復旧が終了する前に）報告を受けるものとする。

なお、事故が発生した場合には、当該事故が報告の対象となる事故か否か確認されていなくとも、その可能性が十分に高いと判断される場合には、原因が判明するまで待つことなく速やかに報告を受けるものとする。

※特に、消費者安全法第12条により、一般消費者に係る重大事故（死亡、重症（治療に要する期間が三十日以上であるもの）、一酸化炭素中毒、火災（消防当局による火災認定のある消費機器事故））等については、経済産業省（本省）は、速やかに消費者庁に通知をする義務を課せられている。

(2) 報告の方法

速報は、電話、電子メールその他適切な方法による。

(3) 報告事項

報告には、次に掲げる事項を盛り込む必要があるが、前述のとおり、速報とは、事故情報を迅速に国に報告することに意義があり、また、その内容は簡潔で要領を得たものでなければならない。よって、報告事項のうち不明な点があっても報告を受け、その後、新しい情報が入り次第、改めて報告を受けることとする。また、報告内容を訂正する必要がある場合も同様の取扱いとする。

(報告事項)

①事故の発生の日時及び場所

- ②事故の概要（事業者の覚知日時・方法、事故発生箇所、被害の程度（人損、物損、火災認定の有無）、事故の発生場所への供給ガス、公的機関の出動の有無等を含む。）
- ③事故の原因（ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）に係る事故については、当該事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合には、その旨を含む。）
- ④応急措置
- ⑤復旧対策
- ⑥復旧予定日時
- ⑦事故に係る消費機器及びガス栓の製造者又は輸入者の名称、機種、型式並びに製造年月（消費段階の事故に限る。）

（報告の様式については別紙を参照）

3-3. 詳報の取扱いに係る事項

規則第4条第3項に定める詳報の取扱いについては、次のとおりとする。

（1）報告の意義

詳報は、国及びガス事業者が一体となって事故原因を徹底的に究明し、効果的に事故の再発防止を図ることを目的としている。また、ガス消費機器の事故に係る原因究明を行う場合には、一般的に技術的専門的知見を有しない消費者が使用することに伴う誤使用の可能性は考慮しなければならないとしても、このような可能性に依拠して原因究明のための目を曇らせることがあってはならないところである。この点については、ガス事業者にとっても同様であり、事故報告に当たり、警察当局において捜査中であるなどの報告にとどめることなく、可能な限り原因究明を行い、その結果について必要に応じて報告を行うことが求められる。

（2）報告の方法

規則様式第14又は第15により文書にて報告を受けるものとする。

（3）報告事項

①ガス工作物（ガス栓を除く）に係る事故（様式第14）

イ 「建物区分」は、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和60年通商産業省告示第461号）第1条の表上欄に掲げる建物区分を記載する。

ロ 「ガス工作物の区分」は、別表3の中から選択し、記載する。

ハ 「最高使用圧力」は、高圧、中圧又は低圧の別を記載する。

なお、最高使用圧力が高圧又は中圧の場合は、併せて数値を記載する。

ニ 「ガスグループ」は、事故が発生した場所に供給しているガスのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3備考に掲げるガスグループ）を記載する。

なお、液化石油ガスを供給している場合は、液化石油ガスと記入する。

ホ 「人身被害」は、負傷、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏症等の症状のほか、重傷（重症）又は軽傷（軽症）の別を併せて記載する。

なお、判断が困難な場合は産業保安監督部が相談を受ける。

重傷（重症）：全治30日以上を負傷等

軽傷（軽症）：全治30日未満を負傷等

ヘ 「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「作業員の施工ミス」などとしてことなく、有効な再発防止策の策定に繋げることができるように、事故が発生した原因を様々な視点から分析した上で記載する。

なお、ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第210条の2第1項に定める者（認定高度保安実施ガス小売事業者、認定高度保安実施一般ガス導管事業者、認定高度保安実施特定ガス導管事業者、認定高度保安実施ガス製造事業者、一般ガス導管事業者、ガス製造事業者）は、事故がサイバー攻撃に起因するおそれがある場合にあっては、その旨及び内容を記載する。

ト 「事故の発生防止対策」は、「事故の原因」を踏まえた上で記載する。

②消費機器及びガス栓に係る事故（様式第15）

イ 「建物区分」は、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和60年通商産業省告示第461号）第1条の表上欄に定める建物区分を記載する。

ロ 「消費機器の区分」は、別表第4の中から選択し、記載する。

ハ 「最高使用圧力」は、中圧又は低圧の別を記載する。

なお、最高使用圧力が中圧の場合は、併せて数値を記入する。

ニ 「ガスグループ」は、事故が発生した場所に供給しているガスのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和46年通商産業省令第27号）別表第3備考に掲げるガスグループ）を記載する。

なお、液化石油ガスを供給している場合は、液化石油ガスと記入する。

ホ 「人身被害」は、負傷、一酸化炭素中毒又は酸素欠乏症等の症状のほか、重傷（重症）又は軽傷（軽症）の別を併せて記載する。

なお、判断が困難な場合は産業保安監督部が相談を受ける。

重傷（重症）：全治30日以上を負傷等

軽傷（軽症）：全治30日未満を負傷等

ヘ 「事故の原因」は、単に「消費者の不注意」や「設置工事業者の施工ミス」などとしてことなく、有効な再発防止策の策定に繋げるために、事故が発生した原因を

様々な視点から分析した上で記載する。

ト 「事故の発生防止対策」は、「事故の原因」を踏まえた上で記載する。

4. 適用時期

本運用は、施行の日以降に発生した事故報告に適用する。

附 則

1. この規程は、公布の日から施行する。
2. ガス事故報告の運用について（令和5年3月31日付け 20230222 保局第2号）は、廃止する。

(別表 1)

事故発生箇所別分類表

事故発生箇所	内容
ガス発生設備	ガス発生設備には、原料、空気及び蒸気の配管のガス発生設備入口第 1 バルブからガス発生器出口側の第 1 水封器又は第 1 バルブまでのガスの通る部分のものが含まれる。
ガス精製設備	ガス精製設備には、ガス発生器出口側の第 1 水封器又は第 1 バルブの出口から導管までの通る部分のものが含まれる。(排送機、圧送機、冷凍設備、ガスホルダー（レリーフホルダーを含む。）以下同じ。）整圧器を除く。）
排送機	
圧送機	
原料用貯槽	原料用貯槽には、原料受入設備から、ガス発生器入口第 1 バルブの入口までの液の通る配管が含まれる。
冷凍設備	冷凍設備には、圧縮器、凝縮器、受液器、油分離器及び冷媒を通ずる配管が含まれる。
ガスホルダー	ガスホルダー入口第 1 バルブから、ガスホルダー出口第 1 バルブまでの設備
整圧器	
導管	輸送導管、本管、支管、供給管、ガスメーター及び内管（整圧器、水取器導管に附属するバルブを除く。）
水取器	
導管に附属するバルブ	
その他のガス工作物	ボイラー、ばい煙（大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。）処理設備、通風設備、集じん機、装炭車、消火車、ガイド車、排水処理設備等上記のいずれの分類にも入らないもの

(別表2)

原因別分類表

原因別		内容
大分類	小分類	
自然現象	暴風雨	雨、風、暴風雨等によるものをいい、これらにより倒れたものによる破壊を含む。
	地震	地震によるもの
	水害	洪水、高潮、津波等によるもの
	山崩れ	山くずれ、地すべり等によるもの
	その他	雷、地盤の凍結、メーターの凍結等によるもの
火災		ガス工作物に近接した家屋等の火災によるもの
停電		停電によるもの
ガス工作物の不備	製作不完全	ガス工作物の設計、製作材質等の欠陥によるもの
	施工不完全	建設、補修等の工事における施工上の欠陥によるもの
	自然劣化	製作、施工及び保守に特に欠陥がなかったにもかかわらず、ガス工作物の材質機構等に劣化を生じたもの
	保守不備	巡視、点検、手入等の保守の不完全（特定製造所におけるガス切れも含む。）によるもの
（ガス工作物の誤操作）		作業者（自社又は自社の工事請負者の命を受けてガス関係の作業に従事している者をいう。以下同じ。）の過失によるもの。
他工事		導管の周囲においてガス会社以外の者が行うガス工作物以外のものの者の工事中における作業によるもの
地盤の不等沈下		地盤の沈下によるもの
交通量の激化		車両等の交通に伴う振動、衝撃等によるもの
導管工事		作業車が行う輸送導管、本管、支管、供給管及び内管等の工事中の作業によるもの
その他		上記のいずれの分類にも入らないもの

(別表 3)

ガス工作物の区分

ガス発生設備	ガス精製設備
排送機	圧送機
原料用貯槽	冷凍設備
感震遮断装置	ガスホルダー
整圧器	ねずみ鋳鉄管
白管	黒管
その他の腐食劣化対策管	その他の導管
自動ガス遮断装置（ガスメーターを除く）	ガスメーター
水取器	導管バルブ
その他	

「ねずみ鋳鉄管」、「白管」、「黒管」、「その他腐食劣化対策管」又は「その他の導管」の場合は、「本支管」、「供給管」、「灯外内管」又は「灯内内管」の別を記入するとともに、導管接続部において事故が発生した場合には、併せて接続方法を記入すること。

「その他の腐食劣化対策管」、「その他の導管」又は「その他」の場合は、具体的に当該工作物の名称を記入すること。

「白管」、「黒管」、「その他の腐食劣化対策管」の用語の意義は、規則様式第6備考に定めるところによるものとする。

(別表4)

消費機器の区分

瞬間湯沸器	その他湯沸器
ガストーブ	ガスファンヒーター
風呂釜	家庭用こんろ
家庭用オーブン	家庭用炊飯器
その他家庭用	業務用こんろ
業務用オーブン	業務用レンジ
業務用フライヤー	業務用炊飯器
業務用グリドル	業務用酒かん器
業務用おでん機	業務用蒸し器
業務用焼き物器	業務用食器消毒保管庫
業務用煮沸消毒器	業務用湯せん器
業務用麺ゆで器	業務用煮炊釜
業務用中華レンジ	業務用食器洗浄機
業務用その他	金属管
金属可とう管	ゴム管（迅速継ぎ手あり）
ゴム管（迅速継ぎ手なし）	ソフトコード（迅速継ぎ手あり）
ソフトコード（迅速継ぎ手なし）	ガスコード
強化ガスホース	絹巻ラセン管
可とう管ガス栓・ねじガス栓	ガス栓（ホースエンド）
ガス栓（迅速継ぎ手）	機器接続ガス栓
ガス栓（その他）	その他

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストーブ」、「ガスファンヒーター」又は「風呂釜」の場合は、給排気方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓（その他）」又は「その他」の場合は、具体的に名称を記入すること。

ガス栓には、過流出安全機構の有無（「ヒューズの有無」又は「安全アダプタの有無」）及び空気抜き孔の有無を併記すること。

(別紙)

以下のポイントに従い、速報を作成・提出されることが望ましい。

1. 規則第4条第1項に基づく速報について、以下のとおり様式を例示する。同条第2項の報告内容を満たす様式は本様式に限定されるものではないが、情報の確実な把握・分析のため、可能であれば、本様式の事項が記載されること。
2. 第1報は、分かる範囲の情報でも良いので、迅速に報告が行われること。
3. ※の項目については、特に重要な項目であるため、優先して把握に努め、記入できる範囲で記載されること。

様 式

ガス事故速報（第1報 月 日（ ） 時 分 現在）

事故内容

1. 発生の日時※	年 月 日（ ） 時 分頃（ ）	
2. 事業者の覚知日時※	年 月 日（ ） 時 分頃（ ）	
	通報・発見者	⇒
3. ガス事業者名・報告者※	ガス（株）（小売、一導、特導、製造、準用） 報告者（ ）（電話番号： — — ）	
4. 発生場所・施設※		
5. 事故発生箇所※	①ガス栓 ②消費機器（接続具、消費機器本体、接続箇所（ガス栓と接続具、接続具と消費機器）、排気筒） ③本支管 ④供給管 ⑤灯外内管 ⑥灯内内管 ⑦メーター ⑧製造所（特定製造所を含む） ⑨整圧所 ⑩供給所 ⑪その他（ ） ⑫不明（ 時 分現在）	
ガス栓又は消費機器※	機 種（名 称）	
	製造者又は輸入者	
	型 式	[給排気方式：開放燃焼式、CF、FE、BF、FF、RF]
	製 造 年 月	
	メーカーへの連絡	①連絡済み ②連絡予定（ 月 日を予定）
導 管	管 種	
	漏 え い 箇 所	①管体 ②継手部 ③その他（ ）

		口 径	
		埋 設 年 月	年 月
6. 事故発生場所への供給ガス※		圧力（高圧、中圧、低圧） ガスグループ（ ）	
7. 事故概要※ （現場の状況が分かる写真、図面等を可能な限り添付のこと）		①排ガス中毒 ②生ガス中毒 ③酸欠 ④着火・爆発（着火のみ、爆発、火災） ⑤供給支障 ⑥交通困難・避難 ⑦その他（ ）	
		「着火・爆発（着火のみ、爆発、火災）」の場合 消防による火災の認定・確定（有、無、調査中）	
		〔事故概要〕	
8. 被害※	人 損※	死傷者 名 うち死亡 名 負傷 名（重傷 名、軽傷 名） 中毒 名（重症 名、軽症 名） 無、確認中	
		「負傷者又は中毒者」がいる場合 後遺障害（注）（有、無、調査中） （注）後遺障害：身体の一部を失ったもの、著しい視覚障害又は著しい聴覚障害のあるもの	
	物 損※	有（ ）、無、確認中	
	供給支障※	有（ 戸程度）、無、確認中	
9. 事故原因※		①消費機器設備不良 ②誤操作・取扱いミス（事業者、需要家） ③自然災害 ④自然劣化 ⑤他工事（事前照会：有、無）（事業者名 ） ⑥導管工事 ⑦差し水・サンドブラスト ⑧その他（ ） ⑨不明（ ） 〔事故原因〕	
10. 応急措置※		措置内容（ ） 措置済、措置中	
11. 復旧対策		復旧対策（ ） 復旧済み（ ）、復旧見込み（ ） 不明（ 時 分現在）	
12. 公的機関の出動の有無※		消防（有、無、不明）、警察（有、無、不明） 報道 取材（有、無、不明）報道機関（ ）	

	報道（有、無、不明）報道機関（ ）
13. 補足情報	
消費機器に関する事項	立ち消え安全装置（有、無、不明）
	不完全燃焼防止装置（有、無、不明）
	再点火防止装置（インターロック機能）（有、無、不明）
	消費機器に関する周知（ガス事業法第159条） 実施年月日： 年 月 日
	消費機器に関する調査（ガス事業法第159条） 実施年月日： 年 月 日 結果：①異常なし ②不適合事項（ ） ③不在処理完了（訪問回数 回） ④調査拒否
	特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律ラベルの表示（有、無、不明） 工事事業者： 事業者連絡先： 監督者氏名： 監督証の番号： 施工内容： 施工年月日： 年 月 日
事故発生場所に関する事項	ガス漏れ警報装置（有、無、不明）
	CO警報器・業務用換気警報器（COセンサー） （有、無、不明） 鳴動（有、無（理由 ））
導管に関する事項	ガス漏えい検査（技省令第51条） 実施年月日： 年 月 日 結果：①異常なし ②不適合事項（ ）
14. 消費者の情報（推定）	（13歳未満、13～64歳、65歳以上） （男性・女性）
15. その他（指示等）	

（注）時刻は、午前・午後ではなく、0～24時で記入すること。

第1報は、分かる範囲の情報でも良いので、迅速に報告を行うこと。

※の項目については、特に重要な項目であるため、優先して把握に努め、記入できる範囲で記載すること。